

重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態 についての報告制度

令和4年7月22日
IPネットワーク設備委員会
事務局

重大な事故に関する報告制度の現状

- 電気通信事業法では、電気通信設備の故障によって通信サービスの提供を一定時間以上停止させ、その影響を受けた利用者の数が一定数以上の場合には「重大な事故」として報告することを求めている。
(例：緊急通報を行う音声サービスの場合は、一時間かつ三万人以上。)

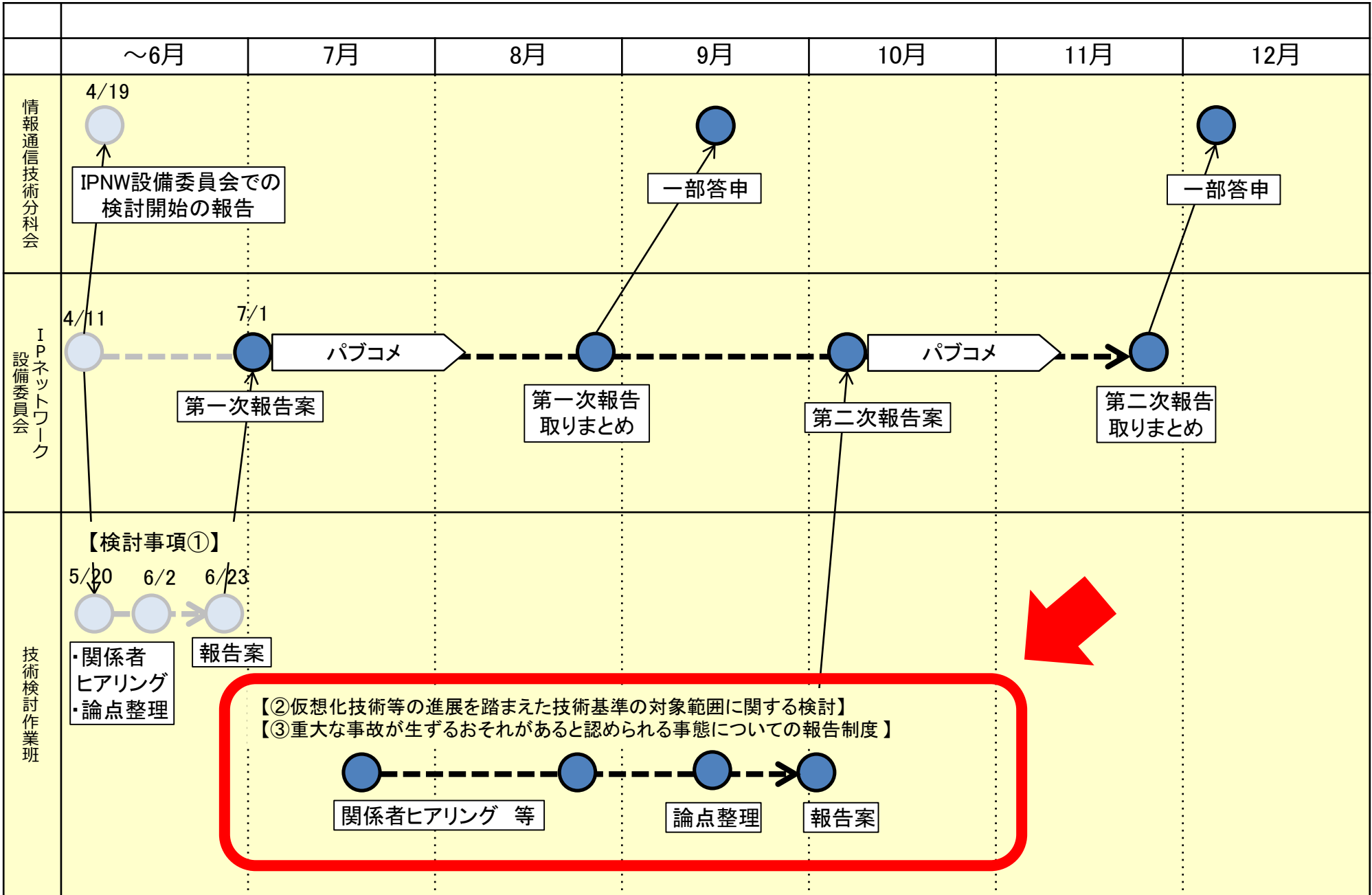
課題

- 利用者の端末設備になりすましての不正アクセスによる認証情報の窃取、電気通信設備の不適切な管理による権限のない第三者への情報の漏えいなど、通信サービスの事故原因が多様化。
- 通信サービスは国民生活や社会経済活動にとって重要な基盤となっており、そのサービスの停止が社会に及ぼす影響が増大。また、ひとたび情報の漏えい等による損失が生じた場合には回復が困難。



「重大な事故」の発生の未然防止や被害軽減のための仕組みとして、**電気通信事業法の改正により「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」**についての報告制度が創設されたため、IPネットワーク設備委員会において、当該事態の具体化・類型化等の検討を行う。

今後の検討スケジュール【再掲】



オブザーバ

(令和4年7月1日現在)

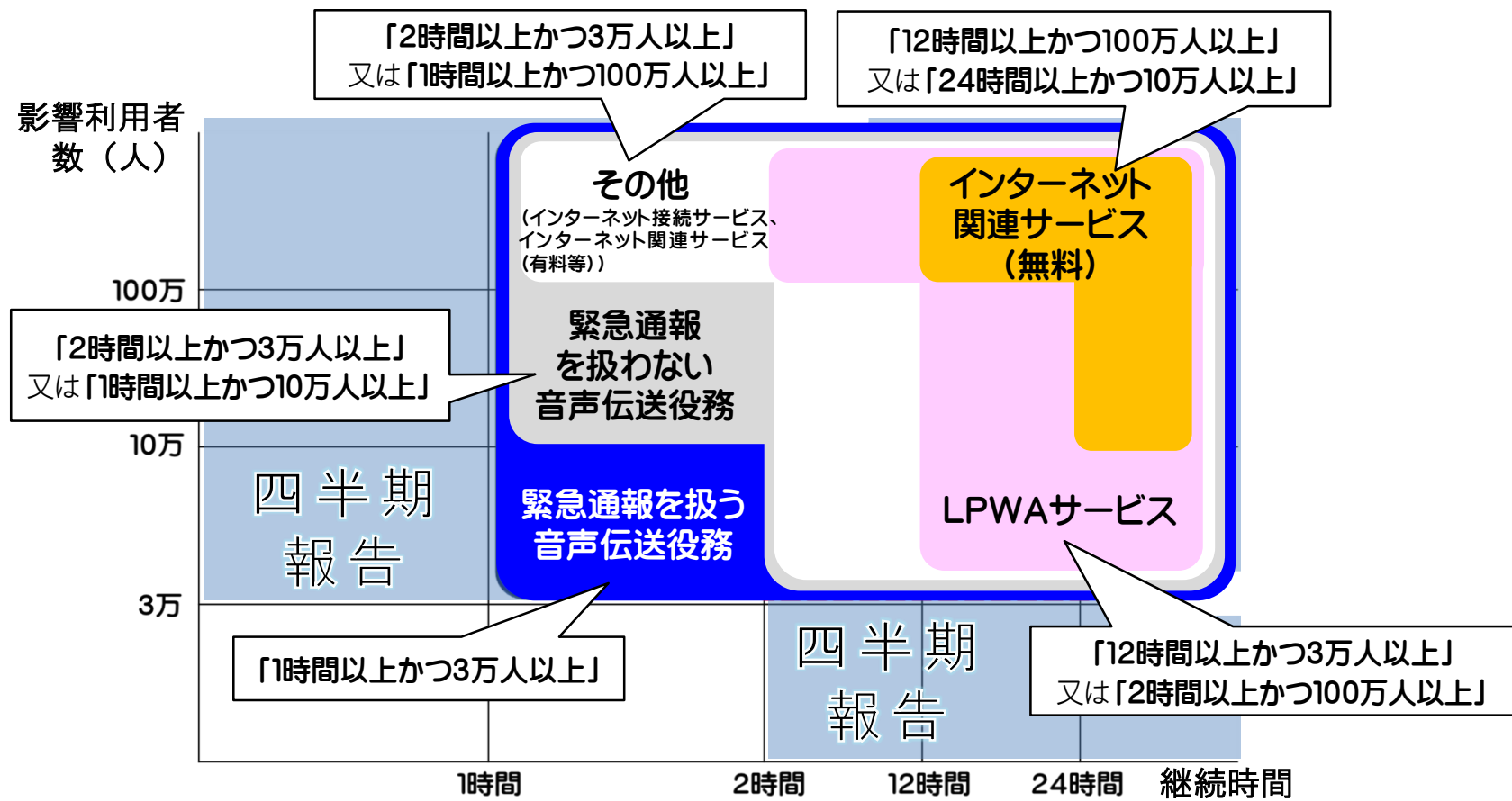
③重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態についての報告制度 関係

- ・日本電信電話株式会社
- ・東日本電信電話株式会社
- ・西日本電信電話株式会社
- ・株式会社NTTドコモ
- ・NTTコミュニケーションズ株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社

■ 電気通信事業者において、電気通信事業法に基づき、総務大臣に対する報告を要する電気通信事故（電気通信設備の故障による電気通信役務の提供の停止又は品質の低下等）は、次の二つに大別。

- ① 「**重大な事故**」：サービス毎の影響利用者数・継続時間の基準（下図参照）に該当、又は、重要電気通信設備（衛星・海底ケーブル等）の故障により、全ての通信の疎通が2時間以上不能
(→ 事故後、速やかに一報、30日以内に報告書を提出)
- ② 「**四半期報告事故**」：影響利用者数3万人以上又は継続時間2時間以上の事故（電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故を含む）、又は、電気通信役務の影響に支障を及ぼすおそれのある電気通信設備に関する情報の漏えい
(→ 四半期ごとに報告)

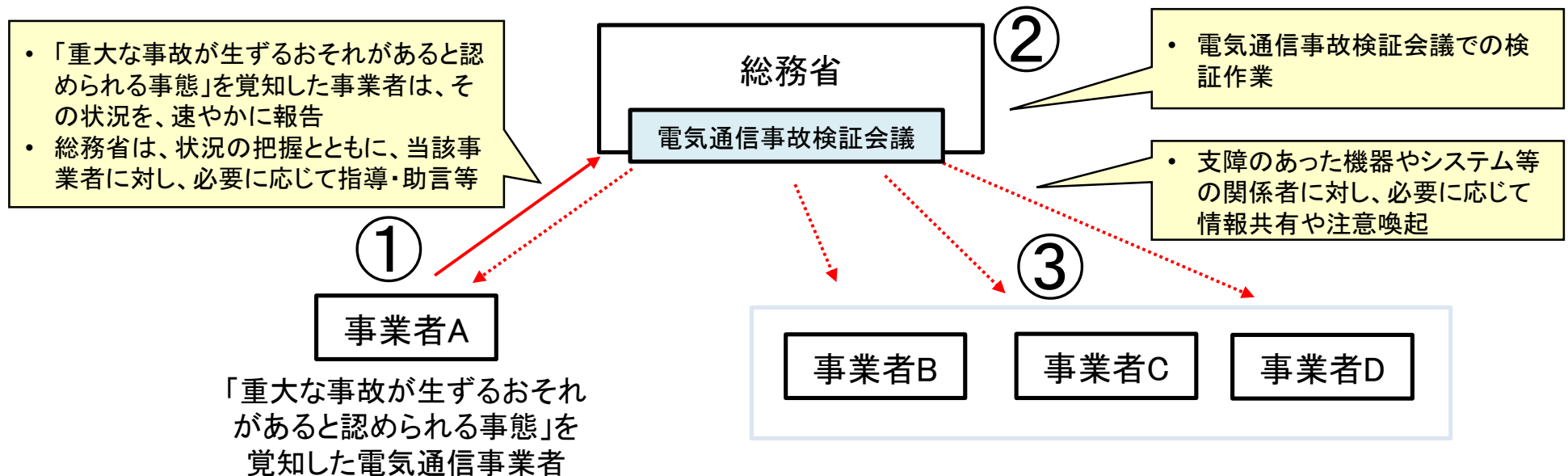
※電気通信事業法28条・166条、同法施行規則58条、電気通信事業報告規則7条の3



報告制度の骨子案

- 「重大な事故」の未然防止や被害軽減を目的とするものであることから、迅速な対応に資するため、都度報告（事態の覚知後、速やかに一報、一定期間以内に報告書を提出）によるものとする。
- 「重大な事故」の報告制度と同様に、「その発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項」について、適当な方法により報告するものとする。
- 総務省は「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」の報告を受けた際には、状況の把握とともに、当該事業者に対し、必要に応じて指導・助言等を行う。また、支障のあった機器やシステム等の関係者に対し、必要に応じて情報共有や注意喚起等を行う。報告された事案の一部は、総合通信基盤局電気通信事業部が2015年より設置している「電気通信事故検証会議」で検証し、再発防止策や他事業者への教訓づくりに活かす。
- 電気通信事業者にとって過度の負担とならないよう、「重大な事故」につながる可能性が高いと考えられる事態に対象を限定する。

＜「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」の報告制度のイメージ＞



○改正後の電気通信事業法

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報(同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。)の漏えい

ハ その他総務省令で定める重大な事故

2 電気通信事業者は、前項第二号イからハまでに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めるときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第二十八条第一項又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七～十八 (略)

○航空法(昭和27年法律第231号)

(報告の義務)

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の利用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
- 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 三 航空機内にある者の死亡(国土交通省令で定めるものを除く。)又は行方不明
- 四 他の航空機との接触
- 五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故

2・3 (略)

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

第一百五十三条 機長が次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

- 二 第七十六条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

○航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

(事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告)

第百六十六条の四 法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 次に掲げる場所からの離陸又はその中止
 - イ 閉鎖中の滑走路
 - ロ 他の航空機等が使用中の滑走路
 - ハ 法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路
 - ニ 誘導路
- 二 前号に掲げる場所又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸又はその試み
- 三 着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態
- 四 オーバーラン、アンダーシュート及び滑走路からの逸脱(航空機が自ら地上走行できなくなった場合に限る。)
- 五 非常脱出スライドを使用して非常脱出を行つた事態
- 六 飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するため航空機乗組員が緊急の操作を行つた事態
- 七 発動機の破損(破片が当該発動機のケースを貫通した場合に限る。)
- 八 飛行中における発動機(多発機の場合は、二以上の発動機)の継続的な停止又は出力若しくは推力の損失(動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。)
- 九 航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵だ、昇降舵だ、補助翼又はフラップが損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなった事態
- 十 航空機に装備された一又は二以上のシステムにおける航空機の航行の安全に障害となる複数の故障
- 十一 航空機内における火炎又は煙の発生及び発動機防火区域内における火炎の発生
- 十二 航空機内の気圧の異常な低下
- 十三 緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏
- 十四 気流の擾じよう乱その他の異常な気象状態との遭遇、航空機に装備された装置の故障又は対気速度限界、制限荷重倍数限界若しくは運用高度限界を超えた飛行により航空機の操縦に障害が発生した事態
- 十五 航空機乗組員が負傷又は疾病により運航中に正常に業務を行うことができなかつた事態
- 十六 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態
- 十七 航空機から脱落した部品が人と衝突した事態
- 十八 前各号に掲げる事態に準ずる事態

○鉄道事業法(昭和61年法律第92号)

(事故等の報告)

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における**事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態**が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 (略)

○鉄道事故等報告規則(昭和六十二年運輸省令第八号)

(鉄道運転事故又は索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)

第四条 法第十九条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した事態
- 二 列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態
- 三 列車が停止信号を冒進し、当該列車が本線における他の列車又は車両の進路を支障した事態
- 四 列車又は車両が停車場間の本線を逸走した事態
- 五 列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態
- 六 車両が脱線した事態であって次に掲げるもの
 - イ 本線において車両が脱線したもの
 - ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの
 - ハ 側線において車両が脱線したものであって、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの
- 七 鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 八 車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- 九 列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態
- 十 前各号に掲げる事態に準ずる事態

2 (略)

- 「ハイน์リッヒの法則」とは、労働災害の分野でよく知られている、事故の発生についての経験則。
- 1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリハット(ヒヤリとしたりハツとしたりする危険な状態)が隠れているというもの。
- アメリカの損害保険会社で技術・調査に携わっていたハーバート・ウィリアム・ハイน์リッヒが、ある工場が発生した数千件の労働災害を統計学的に調査した結果、この法則を導き出し、その成果を1931年に発行された著書『Industrial Accident Prevention-A Scientific Approach』にまとめたことから、ハイน์リッヒの法則と呼ばれる。



(出典)

人事ポータルサイト【HRpro】 <https://www.hrpro.co.jp/index.php>

ALSOK <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/2048/>

- 「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」としては、例えば、次のような事態を電気通信事業法の省令等において規定し、電気通信事業者からの報告を求めることにより、事業者自身の重大事故防止につなげるとともに、他の電気通信事業者にとり有用な「ヒヤリハット」として情報共有できる仕組みを導入することとしてはどうか。

【重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態の例】

- ① 電気通信設備について、破壊・水損・焼損・倒壊、電気事故、異常停止が発生した場合
- ② 電気通信設備について、操作上の深刻な人為的ミスが発生した場合
- ③ 電気通信設備について、深刻な脆弱性(コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等の攻撃によりその機能や性能を損なう原因となり得る安全性上の問題箇所)を発見した場合
- ④ 電気通信設備について、サイバーセキュリティ事案が発生し、一定程度の不正接続や不正侵入を許した場合
- ⑤ 電気通信サービスを提供するために不可欠なプラットフォーム(人工衛星、HAPS等)について、深刻な動作異常や機能低下等が発生した事態、または、デブリ・飛翔体・ロケットが衝突するおそれがあったと認める場合

旧

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五 略

六 第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七～十八 略



新

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えいハ その他総務省令で定める重大な事故

2 電気通信事業者は、前項第二号イからハまでに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態についての報告の追加

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五 略

六 第二十八条第一項又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七～十八 略

罰則は重大な事故の報告のみ

<重大な事故の報告の関係規定（条文は次ページ）>

・重大な事故の報告方法等（電気通信事業法施行規則第57条）

・報告を要する重大な事故（電気通信事業法施行規則第58条）

電気通信事業法施行規則

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
一・二 略		
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの。

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
	一時間	十万
三 セルラー L P W A（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）を使用する携帯電話（一の項又は二の項に掲げる電気通信役務を除く。）及び電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するアンライセンス L P W A サービス	十二時間	三万
	二時間	百万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	二十四時間	十万
	十二時間	百万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

- 二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

(参考) 重大な事故の報告の関係規定

電気通信事業法施行規則

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一～七 略〕

八 法第二十八条の報告

〔九～三十四 略〕

〔2 略〕

様式第 50 の 3（第 57 条関係）

重大な事故報告書（詳報）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の全体概要	
事故の原因となつた電気通信設備の概要	
発生状況	
措置模様（事故対応状況）	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	
関連する基準及び規程	
関連する事故の発生傾向	
電気通信設備統括管理者の氏名	
事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別	

- 注 1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた電気通信設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。
- 2 「事故の原因となつた電気通信設備の概要」の欄は、当該電気通信設備の名称等を記載し、設備構成図等を添付すること。
- 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた電気通信役務の概要、利用者数及び地域を記載すること。この場合において、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によって変化した場合には、それぞれの内容を記載すること。
- 4 「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。
- 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか記載し、大規模化・長時間化した原因についても記載すること。また、当該事故の発生した設備の管理工程（設計、工事、維持・運用）についても記載すること。
- 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情を含む。）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。
- 8 「関連する基準及び規程」の欄は、当該事故に関連する基準及び規程がある場合には、それに対応する対応方針等を記載すること。
- 9 「関連する事故の発生傾向」の欄は、当該事故に関連した過去の事故がある場合には、その事故の概要を記載すること。
- 10 「電気通信設備統括管理者の氏名」の欄は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る事故が電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の電気通信設備の故障が原因で発生した場合には、記載を要しない。
- 11 「事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別」の欄は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合には、電気通信主任技術者規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者の氏名を記載することとし、資格の種別の記載を要しない。また、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る事故が電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の電気通信設備の故障が原因で発生した場合には、記載を要しない。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。